

条 例 議 案 の 概 要

—令和 8 年 9 月定例会—

目 次

議案第 111 号	盛岡市旅費条例及び盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用 弁償支給条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	1
議案第 112 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	13
議案第 113 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例につい て・・・・・・・・・・	16

議案第111号

盛岡市旅費条例及び盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

旅費の種目及びその内容を旅行に要する実費を弁償するためのものに改めるとともに、公聴会及び調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償の額を一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額に改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）

国家公務員において、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日施行され、これまで定額支給とされていた旅費が、実費支給へと改められたことから、本市においても、旅費の計算及び支給等に係る関係規定の整備として、次の事項について改正を行う。

	No.	改正後の 旅費種目の名称	改正後の 支給方式	旅費種目の内容	主な改正内容
交通費	①	鉄道賃	定額	交通費（鉄道賃）	現行どおり、原則旅費速算表に基づき支給する。私鉄の利用を可とする。
	②	船賃	実費	交通費（船賃）	現行どおり。
	③	航空賃	実費	交通費（航空賃）	現行どおり。
	④	車賃	定額 (現行：定額)	交通費（車賃）	現行どおり、自家用車を使用した場合37円/km支給する。
	⑤	その他の交通費 (新設)	実費	交通費（上記以外）	バス、タクシー及びレンタカーを利用した場合の実費を支給する。
宿泊費等	⑥	宿泊費 (現行：宿泊料)	実費 (現行：定額)	宿泊に要する費用	定額支給方式から、実費支給方式（上限付き）に変更する。
	⑦	包括宿泊費 (新設)	実費 (現行：定額)	パック旅行に要する費用	新設。交通費と宿泊費の基準額を上限として支給する。
	⑧	宿泊手当 (新設)	定額	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てるための費用	夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費に充てる費用として、宿泊を伴う旅行のみに支給する。
	⑨	日当（廃止）	—	—	昼食代、目的地内の交通費等の諸雑費として支給してきた日当を廃止する。

	No.	改正後の 旅費種目の名称	改正後の 支給方式	旅費種目の内容	主な改正内容
転居費等	⑩	転居費 (現行：移転料)	実費 (現行：定額)	赴任に伴う転居に要する費用	定額支給方式から実費支給方式に変更する。
	⑪	着後滞在費 (現行：着後手当)	実費＋定額 (現行：定額)	赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用	5夜分を上限として、実際に宿泊した夜数に応じて支給する。
	⑫	家族移転費 (現行：扶養親族移転料)	実費＋定額 (現行：定額)	赴任に伴う家族の移転に要する費用	支給対象の扶養要件を改め、生計を一にする家族に支給することとし、職員に支給した額を上限に交通費等を支給する。

(2) 盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例（昭和30年条例第48号）

費用弁償の種目及び額を盛岡市旅費条例の改正に併せ改正する。

3 施行期日

令和9年4月1日

【第1条】盛岡市旅費条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号	○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号
第1条 略 (用語の意義)	第1条 略 (用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらの附属の島の存する領域をいう。)における旅行をいう。	(1) 旅行 内国旅行及び外国旅行をいう。
(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所(常時勤務する場所のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。	(2) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所(常時勤務する場所のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行(内国旅行をいう。以下第29条まで同じ。)し、又は職員以外の者が、公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により職員となつた者その他任命権者が特に必要と認める者に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。	(3) 赴任 新たに採用された職員(別表第2号の表の区分欄に規定する職員をいう。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員(別表第2号の表の区分欄に規定する職員をいう。)がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
(4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。	(4) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。
(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時、職員と生計を一にしていた他の親族をいう。	(5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時、職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
(6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。)を締結したものをいう。	2 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域(都については、特別区の存する全地域)をいう。
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。	第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
2 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。	2 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に、退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員	(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に、退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族	(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
3 職員が、前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。	3 職員が、前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号若しくは第29条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
4 職員又は職員以外の者が、依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。	4 職員又は職員以外の者が、依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。	5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定に基づき旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを、旅費として支給することができる。	6 第1項、第2項及び前2項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に、次条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額で規則で定めるものを、旅費として支給することができる。
7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中、天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を	7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中、交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を

改正後	改正前
受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。 (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。 (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)に市長が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。 6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、市長が定める。 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等(前条第3項の規定に基づき変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2 旅行者は、前項の規定により旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。	受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。 (旅行命令等) 第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。 (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令 (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼 2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。 3 任命権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら、又は、第5条第1項、若しくは、第2項の規定による旅行者の申請に基き、これを、変更することができる。 4 任命権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書、又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)を交付してこれをしなければならない。但し、旅行命令書等を交付するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。 5 任命権者は口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令書を当該旅行者に交付しなければならない。 6 旅行命令書等の記載事項、及び様式は、規則で定める。 (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従つて旅行することが出来ない場合には、あらかじめ、任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 2 旅行者は、前項の規定により旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、任命権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ、1キロメートル当りの定額、又は実費額により支給する。 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当りの定額により支給する。 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。 8 食卓料は、水路旅行及び、航空旅行中、夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、定額により支給する。 12 第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

改正後	改正前
(旅費の計算)	(旅費の計算)
第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に規定する種目及びその内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。	第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路、又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路、及び方法によつて計算する。
	第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外鉄道旅行にあつては、400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を、こえることができない。
	2 前項但し書の規定により通算した日数に、1日未満の端数を生じたときはこれを1日とする。
	3 第3条第2項第1号、及び第2号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書、及び前項の規定により計算した日数による。
	第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。
	2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。
	第10条 私事のために在勤地、又は出張地以外の地に居住、又は滞在する者がその居住地、又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地、又は滞在地から目的地に至る旅費額が、在勤地、又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地、又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。
	第11条 1日の旅行において、日当、又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当、又は宿泊料を支給する。
	第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のために鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。	第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて会計管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。
2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。	2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。	3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
4 会計管理者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に、過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。	4 会計管理者は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が、第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に、過払金を返納しなかつた場合には、その後においてその者に対し、支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
	(証人等の旅費)
	第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定がある場合を除く外、その都度この条例に定める範囲内において任命権者が市長と協議して定める旅費とする。
第2章 旅費の種目及び内容 (旅費の種目及び内容)	第2章 旅費

改正後	改正前
第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。 (鉄道賃) 第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市長が定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別車両料金（市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者（以下「市長等」という。）に限る。） (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。 (船賃) 第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 特別船室料金（市長等に限る。） (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。 (航空賃) 第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機	第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。 (1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金 (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。 (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの（片道100キロメートル未満のもので市長が特に認めるものを含む。次項において同じ。） (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。 (船賃) 第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。 (1) 運賃の等級を設けて区分する船舶による旅行の場合には、その区分の最上級の運賃 (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 (3) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金 (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金 (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 (航空賃) 第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

改正後	改正前
により移動する場合は最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。	
（車賃）	（車賃）
第12条 車賃は、自己の所有する自家用の自動車を使用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の手賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。
（1）当該移動に係る路程に応じた費用	
（2）前号に掲げる費用以外の費用であつて、当該移動に直接要する費用	
（3）前2号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる費用は、自己の所有する自家用の自動車を使用して移動する全路程を通算して計算し、その額は、1キロメートルにつき37円とする。	2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により、区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。	3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
（その他の交通費）	
第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機及び自己の所有する自家用の自動車以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。	
（1）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃	
（2）道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃	
（3）前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用	
（4）前3号に掲げる費用に付随する費用	
（宿泊費）	（日当）
第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合には、当該宿泊に要する費用の額とする。	第19条 日当の額は、別表の定額による。
（包括宿泊費）	（宿泊料）
第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第11条まで及び第13条の規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。	第20条 宿泊料の額は、別表の定額による。
（宿泊手当）	
第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。	2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。
（転居費）	（食卓料）
第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。	第21条 食卓料の額は、別表の定額による。
	2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。
	（移転料）
	第21条の2 移転料の額は、次の各号に規定する額による。
	（1）赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧住所地から新住所地までの路程に応じた別表の定額による額
	（2）赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
	（3）赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
	2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養

改正後	改正前
(着後滞在費)	親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 (着後手当)
第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。	第21条の3 着後手当の額は、別表の日当定額の5日分及び同表の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。
(家族移転費)	(扶養親族移転料)
第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。	第21条の4 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。
(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第9条から第13条までの規定による費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額	(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次のイからハまでに規定する額の合計額 イ 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額 ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額 ハ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額	(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。 (3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。	2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。 (市内赴任旅費) 第21条の5 前3条の規定中市内の場合は、規則で定める額を支給する。 (日額旅費) 第22条 第6条第12項の規定により日額旅費を支給する旅行並びに日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。但し、その額は当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例の定める基準をこえることができない。 (市内旅行等の旅費) 第23条 市内及び規則で定める地域内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。 (1) 日帰り旅行(行程4キロメートル以上の旅行に限る。)の場合 車賃又は鉄道賃の実費 (2) 公務の必要又は天災その他やむを得ない事情による宿泊を伴う旅行の場合 車賃又は鉄道賃の実費(行程4キロメートル以上の旅行に限る。)並びに別表第1号の表に規定する日当及び宿泊料の額の範囲内でそれぞれ規則で定める日当及び宿泊料の額 (退職者等の旅費) 第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。 (1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費 イ 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受けた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費 ロ 退職等を知つた日の翌日から10日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧勤務地までの前職務相当の旅費 (2) 職員が赴任中に退職となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新勤務地を旧勤務地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費 (遺族の旅費)

改正後	改正前
	第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。 (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費 (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に乗じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。 第3章 雑則
第3章 雑則 (退職者等の旅費) 第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。 (遺族の旅費) 第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。 (証人等の旅費) 第22条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。 (旅費の支給額の上限) 第23条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（第12条第1項第1号に掲げる費用を除く。）及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項第2号及び第3号並びに第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（車賃（第12条第1項第1号に掲げる費用に限る。）及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。 (旅費の調整) 第24条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。 (旅費の特例) 第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。 (旅費の返納) 第26条 会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 (実施規定) 第27条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。	第26条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この条例の規定による旅費を支給した場合において、不当に旅行の実費を超えて旅費を支給することとなるとき、その実費を超えることとなる部分の旅費について、市長に協議して旅費の全部又は一部を支給しないことができる。 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。 (旅費の特例) 第27条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。 (実施規定) 第28条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、市長が定める。 第29条 この条例に定めるものを除く外、旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を準用する。

改正後	改正前				
(外国旅行の旅費)	(外国旅行の旅費)				
第28条 外国旅行（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第3号に掲げる外国旅行をいう。）の旅費に関しては、同法の例による。	第30条 外国旅行の旅費に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律の例による。				
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)				
1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。 (盛岡市旅費支給条例等の廃止)	1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。 (盛岡市旅費支給条例等の廃止)				
2 昭和23年12月27日公布、盛岡市条例第76号、盛岡市旅費支給条例、及び昭和23年10月21日公布、盛岡市条例第65号、盛岡市警察職員旅費支給条例は、廃止する。	2 昭和23年12月27日公布、盛岡市条例第76号、盛岡市旅費支給条例、及び昭和23年10月21日公布、盛岡市条例第65号、盛岡市警察職員旅費支給条例は、廃止する。 (鉄道賃及び船賃の額の算定の特例)				
(玉山村の編入に伴う経過措置)	3 公務上の必要その他特別の事情により旅行する場合を除くほか、市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者以外の者に係る鉄道賃及び船賃の額の算定については、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金を含まないものとする。 (玉山村の編入に伴う経過措置)				
3 玉山村の編入の日前に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、この条例の規定にかかわらず、旧玉山村職員旅費支給条例（平成10年玉山村条例第24号）の例による。	4 玉山村の編入の日前に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、この条例の規定にかかわらず、旧玉山村職員旅費支給条例（平成10年玉山村条例第24号）の例による。 (国家公務員等の旅費に関する法律の準用等の特例)				
	5 当分の間、第29条及び第30条の規定の適用については、第29条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」と、「」を」とあるのは「。次条において「旧旅費法」という。」を」と、第30条中「国家公務員等の旅費に関する法律」とあるのは「旧旅費法」とする。				
附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） (施行期日)	附 則 略				
1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。 (経過措置)					
2 第1条の規定による改正後の盛岡市旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行及び新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の盛岡市旅費条例（以下「旧条例」という。）第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行及び旧条例第4条第1項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する任命権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第3項の規定に基づき当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する部分については、なお従前の例による。					
3 新条例の規定中職員が出張又は赴任のための旅行中に、退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合の旅費に関する部分は、施行日以後に職員が退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に職員が退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。					
4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。					
5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。					
6 略	別表（第2条、第19条～第21条の3、第23条関係） (1) 日当、宿泊料及び食卓料				
	<table><tr><td>区分</td><td>日当（1日につき）</td><td>宿泊料（1夜につき）</td><td>食卓料（1夜につき）</td></tr></table>	区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）		

改正後	改正前									
	1	市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者	3,000円	14,800円	3,000円					
	2	1の項に掲げる職員以外の職員	2,400円	12,000円	2,400円					
	(2) 移転料									
	区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満		
		100キロメートル以上	100キロメートル以上300キロメートル未満	300キロメートル以上500キロメートル未満	500キロメートル以上1,000キロメートル未満	1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	2,000キロメートル以上		
	1	市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
	2	1の項に掲げる職員以外の職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
	備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。									

【第2条】盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例 新旧対照表

改正後

○盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例

昭和30年9月29日条例第48号

第1条 略

第2条 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、車賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額とする。

第3条 費用弁償は、出頭又は参加の際これを支給する。
附 則 略
附 則（令和8年条例第 号）
（施行期日）
1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
2から5まで 略
6 第2条の規定による改正後の盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

改正前

○盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例

昭和30年9月29日条例第48号

第1条 略

第2条 費用弁償の額は、次のとおりとする。

	車賃	日当	宿泊料
鉄道賃及び船賃	（1キロメートルにつき）	（1日につき）	（1夜につき）
盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃（特別車両料金及び特別船室料金を除く。）	37円	2,400円	12,000円

第3条 費用弁償額は、出頭又は参加のため要した日数に応じ、出頭又は参加の際これを支給する。
附 則 略

議案第 112 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の改正により、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格に係る収入要件が削除されたことに伴い、保護者等の収入の状況に関する事項の届出により就学支援金の支給を受ける資格がないとされた者に係る規定を削ろうとするものである。

2 改正の内容

(1) 法の改正（令和8年4月1日施行）

高等学校等の授業料に充てるための就学支援金について、経済的な理由による教育格差の解消を目的として、所得制限の撤廃等の法の改正が行われた。

ア 受給資格の見直し

ア) 所得制限の撤廃

就学支援金の支給に当たって、保護者等の収入の状況を問わないこととされた。

イ) 国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の要件の見直し

支給対象者について、日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格をもって在留する者その他これに準ずる者とされた。

イ 経過措置

支給対象者の要件の見直しに伴い、法改正前から在学する外国籍の生徒等で支給対象者から外れる者については、法改正後も法改正前の収入要件を満たせば就学支援金の支給を受けることができるよう措置が講じられた。

(2) 条例改正の内容

ア 規定の削除

法改正により、所得制限が撤廃されたことから、保護者等の収入の状況に関する事項の届出に係る規定を削る。

イ 経過措置

法改正前から在学する外国籍の生徒等で支給対象者から外れる者については、法の経過措置により、法改正前の収入要件を満たせば就学支援金の支給対象となるが、収入要件を満たさない場合は授業料を納付する必要がある旨を規定する。

3 施行期日

公布の日

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号 第1条及び第2条 略 (授業料の納付方法等) 第3条 高等学校に在学する者は、毎月25日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日）までにその月分の授業料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。 2 前項に定める日（以下「納付期限」という。）後に入学（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等からの転学を含む。以下同じ。）をした者は、その月分の授業料を入学の日から起算して5日以内に納付しなければならない。 3 市長は、前2項に規定する者で就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に係る法第4条の認定（以下「受給資格認定」という。）の申請をしたものについては、当該申請をした日の属する月（納付期限後に入学した者その他規則で定める者にあつては、当該申請をした日の属する月と入学した日の属する月が同一であるときは、当該申請をした日の属する月の翌月）から当該申請に係る受給資格認定に係る通知をした日の属する月までの月分の授業料の納付を猶予するものとする。 4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の申請をした者で受給資格認定を受けたもの（以下「受給権者」という。）は、法第7条の規定により市長が受給権者に代わって受領した就学支援金の額を限度として、当該申請をした日の属する月以降の月分の授業料を納付することを要しない。 5 第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったものの その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 6 留学又は休学の期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料は、徴収しない。 第4条から第7条まで 略 附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）附則第2条第2項の規定の適用を受ける者であつて、同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第17条の規定の例による届出により同法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格がないとされたものに係る授業料の納付については、なお従前の例による。	○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号 第1条及び第2条 略 (授業料の納付方法等) 第3条 高等学校に在学する者は、毎月25日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日）までにその月分の授業料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。 2 前項に定める日（以下「納付期限」という。）後に入学（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等からの転学を含む。以下同じ。）をした者は、その月分の授業料を入学の日から起算して5日以内に納付しなければならない。 3 市長は、前2項に規定する者で就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に係る法第4条の認定（以下「受給資格認定」という。）の申請をしたものについては、当該申請をした日の属する月（納付期限後に入学した者その他規則で定める者にあつては、当該申請をした日の属する月と入学した日の属する月が同一であるときは、当該申請をした日の属する月の翌月）から当該申請に係る受給資格認定に係る通知をした日の属する月までの月分の授業料の納付を猶予するものとする。 4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の申請をした者で受給資格認定を受けたもの（以下「受給権者」という。）は、法第7条の規定により市長が受給権者に代わって受領した就学支援金の額を限度として、当該申請をした日の属する月以降の月分の授業料を納付することを要しない。 5 第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの、法第17条の規定による届出により就学支援金の支給を受ける資格がないとされた者その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 6 留学又は休学の期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料は、徴収しない。 第4条から第7条まで 略 附 則 略

議案第 113 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号。以下「法」という。）の令和8年6月の改正に伴い、非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続を行う必要がある者の範囲等を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 非常災害廃棄物処理施設の設置に係る手続関係

改正前の法では、非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための処理施設（以下「非常災害廃棄物処理施設」という。）を届出により設置できる特例が設けられており、その対象は市町村から当該廃棄物の処分を直接受託した者（以下「直接受託者」という。）に限られていた。

今般の法改正により、直接受託者に、直接受託者から委託を受けた者（以下「再受託者」という。）及び再受託者から委託を受けた者を加えた「非常災害廃棄物処理受託者等」が当該特例の対象と位置付けられた。

これに伴い、非常災害廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査の縦覧の手続等を定めている市の条例について、手続の対象者を「非常災害廃棄物処理受託者等」に改めるものである。

(2) その他

法改正により、「非常災害により生じた廃棄物」の略称が設けられたことから、法に規定する「非常災害廃棄物」に改めるものである。

3 施行期日

公布の日

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 目次及び第1条から第6条の4まで 略 第6条の5 市長は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、当該縦覧に係る対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設（以下「同意施設」という。）である場合であって、非常災害廃棄物（法第2条の3第1項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該期間を短縮することができる。 3 縦覧の場所は、市長が定める。 第6条の6及び第6条の7 略 （非常災害廃棄物処理受託者等が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等） 第6条の8 法第9条の3の3第3項（同条第4項及び第5項）において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。第6条の10第6号において同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項又は第2項に規定する調査（次条から第6条の13までにおいて「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公衆への縦覧（次条から第6条の13までにおいて「縦覧」という。）の対象となる施設は、法第9条の3の3第1項、第2項又は第4項及び第5項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設をいう。次条から第6条の11までにおいて「対象施設」という。）とする。 第6条の9 法第9条の3の3第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者（以下「非常災害廃棄物処理受託者等」という。）が縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。 （1）対象施設の名称 （2）対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 （3）実施した生活環境影響調査の項目 （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 第6条の10 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。 （1）非常災害廃棄物処理受託者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2）縦覧の期間及び場所 （3）対象施設の名称 （4）対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 （5）実施した生活環境影響調査の項目 （6）法第9条の3の3第1項又は第2項の規定による届出に係る設置又は同条第4項及び第5項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者は意見書（法第9条の3の3第3項の意見書をいう。以下この条から第6条の13までにおいて同じ。）を提出することができる旨 （7）意見書の提出期限及び提出先 第6条の11 非常災害廃棄物処理受託者等は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該期間を短縮することができる。 3 縦覧の場所は、市長が非常災害廃棄物処理受託者等と協議の上、定める。 第6条の12 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間（同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間）の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めた	○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号 目次及び第1条から第6条の4まで 略 第6条の5 市長は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、当該縦覧に係る対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設（以下「同意施設」という。）である場合であって、非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該期間を短縮することができる。 3 縦覧の場所は、市長が定める。 第6条の6及び第6条の7 略 （非常災害廃棄物処分受託者が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等） 第6条の8 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（次条から第6条の13までにおいて「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類の公衆への縦覧（次条から第6条の13までにおいて「縦覧」という。）の対象となる施設は、同項又は法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設をいう。次条から第6条の11までにおいて「対象施設」という。）とする。 第6条の9 市から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「非常災害廃棄物処分受託者」という。）が縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。 （1）対象施設の名称 （2）対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 （3）実施した生活環境影響調査の項目 （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 第6条の10 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。 （1）非常災害廃棄物処分受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2）縦覧の期間及び場所 （3）対象施設の名称 （4）対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項 （5）実施した生活環境影響調査の項目 （6）法第9条の3の3第1項に規定による届出に係る設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者は意見書（法第9条の3の3第2項の意見書をいう。以下この条から第6条の13までにおいて同じ。）を提出することができる旨 （7）意見書の提出期限及び提出先 第6条の11 非常災害廃棄物処分受託者は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。 2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該期間を短縮することができる。 3 縦覧の場所は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。 第6条の12 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間（同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間）の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めた

改正後	改正前
ときは、当該提出期限を繰り上げることができる。 2 意見書の提出先は、市長が非常災害廃棄物処理受託者等と協議の上、定める。 第6条の13から第14条の2まで 略 (事業系一般廃棄物の処理) 第15条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第4項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。 3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者（法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）に収集させるときは、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。 第16条から第35条まで 略 附 則 略 附 則（令和8年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。 別表 略	ときは、当該提出期限を繰り上げることができる。 2 意見書の提出先は、市長が非常災害廃棄物処分受託者 と協議の上、定める。 第6条の13から第14条の2まで 略 (事業系一般廃棄物の処理) 第15条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準等により生活環境の保全上支障のない方法で処理しなければならない。 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分しないときは、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処分させなければならない。 3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者（法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）に収集させるときは、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。 第16条から第35条まで 略 附 則 略 別表 略